

令和7年度
志賀町水道水質検査計画

志賀町 上下水道課

はじめに

志賀町 上下水道課では、水質検査の適正化や透明性を確保するために、本年度における水道水質検査計画を策定しました。

この計画に基づき、より安全で快適な水道水の供給に努めます。

なお、この志賀町水道水質検査計画は、志賀町 上下水道課およびインターネット上の志賀町ホームページで閲覧が可能です。

水質検査計画の内容

1. [基本方針](#)
2. [水道事業の概要](#)
3. [水道施設の概要](#)
4. [水質検査の採水地点](#)
5. [水質検査項目および検査回数](#)
6. [臨時の水質検査](#)
7. [水質検査方法および自己、委託の区分](#)
8. [関係者との連携](#)
9. [水質検査結果の公表](#)

1. 基本方針

本計画は、水道水が水道水質基準に適合し、安全であることを確認するための水質検査として、主に水道法第20条に規定する「定期及び臨時の水質検査」に係る内容を示すものです。

- 水道法で検査が義務付けられている水質検査は、浄水場ごとの各配水系統における給水栓に供給される浄水(水道水)を対象として実施します。また、水質汚染を監視する目的から、各配水系統の原水(水源の水)の検査も実施します。
- 採水地点は、浄水においては各配水系統の末端付近の給水栓とし、原水においては水源の取水箇所または浄水場内への原水流入箇所とします。
- 検査項目は、原則として水道法で定められたもの、及び石川県水道水質管理計画に順じた項目の検査を実施します。
- 水質汚濁事故等、水道法の水質基準を維持する事が危ぶまれる事態においては、速やかに臨時水質検査を実施します。
- 水源等で水質事故等が発生した場合は、関係機関と情報交換を図りながら現地調査を行い、迅速且つ適切な対応に努めます。

2. 水道事業の概要

志賀町の水道事業は、平成 29 年 4 月 1 日に志賀地域を給水区域とした志賀町上水道事業、富来地域を給水区域とした富来地区上水道事業、熊野簡易水道事業を統合し、志賀町上水道事業、鵜野屋地保飲料水供給施設の計 2 事業で構成されています。

令和 5 年度末時点での各事業の主な概要は次のとおりです。

志賀町上水道事業

計画給水人口	19,000 人
給水区域内人口	16,867 人
給水人口	15,985 人
1 日あたりの施設能力	17,902 m ³
計画 1 日最大給水量	13,120 m ³
実績 1 日最大給水量	8,407 m ³
計画 1 日平均給水量	7,861 m ³
実績 1 日平均給水量	6,590 m ³

鵜野屋地保飲料水供給施設

給水人口	18 人
1 日あたりの施設能力	15 m ³
1 日あたりの平均給水量	5 m ³

3. 水道施設の概要

志賀町の水道施設は、地下水(深井戸)と表流水および湧水(伏流水)を水源とし、それぞれの原水水質に対応した浄水処理を行っています。各施設の主な概要は次のとおりです。

志賀町上水道

施設の名称	水源の種類	1日あたりの浄水能力	浄水の方法	使用している薬品
清水浄水場	深井戸	5,760m ³	塩素処理	次亜塩素酸ナトリウム
第2浄水場	深井戸	1,518m ³	塩素処理	次亜塩素酸ナトリウム
			マンガン接触ろ過方式	
第3浄水場	深井戸	2,392m ³	塩素処理	次亜塩素酸ナトリウム
			マンガン接触ろ過方式	
第4浄水場	深井戸	330m ³	塩素処理	次亜塩素酸ナトリウム
土田送水ポンプ場	深井戸	763m ³	塩素処理	次亜塩素酸ナトリウム
中核団地送水ポンプ場	深井戸	2,400m ³	塩素処理	次亜塩素酸ナトリウム
七海浄水場	表流水	3,000m ³	凝集沈殿	次亜塩素酸ナトリウム
			急速ろ過方式	ポリ塩化アルミニウム
広地浄水場	表流水	1,500m ³	凝集沈殿	次亜塩素酸ナトリウム
			急速ろ過方式	ポリ塩化アルミニウム
酒見浄水場 (平成27年～休止中)	伏流水	180m ³	凝集沈殿	次亜塩素酸ナトリウム
	深井戸		急速ろ過方式	ポリ塩化アルミニウム
西海浄水場	深井戸	250m ³	急速ろ過方式	次亜塩素酸ナトリウム
東増穂浄水場 (現在、休止中)	深井戸	120m ³	急速ろ過方式	次亜塩素酸ナトリウム
熊野浄水場	深井戸	452m ³	急速ろ過方式	次亜塩素酸ナトリウム

鵜野屋地保飲料水供給施設

施設の名称	水源の種類	1日あたりの浄水能力	浄水の方法	使用している薬品
鵜野屋配水池	伏流水	15m ³	塩素処理	次亜塩素酸ナトリウム

4. 水質検査の採水地点

浄水および原水の採水地点は次のとおりです。

浄水の採水地点

志賀町上水道(16箇所)

配水区	浄水場名	採水地点
志賀	清水浄水場	高浜保育園
中甘田		甘田農村公園
二所宮	清水浄水場、第3浄水場混合	上棚地内・個人宅
志加浦	清水浄水場、第2浄水場混合	消防志加浦分団車庫
出雲・加茂	第3浄水場	矢駄集会所
		土田公民館
土田	第3浄水場、土田送水ポンプ場混合	徳田地内・個人宅
志賀の郷	第4浄水場	ロイヤルシティごみステーション
中核・上熊野	中核団地浄水場	中核コミュニティー施設
		上熊野公民館
中核(福浦港)	中核団地浄水場	消防福浦分団車庫
七海(大福寺)	七海浄水場	能登富士ふれあい文化センター
七海(西浦)		笹波集会場
広地	広地浄水場	とぎ保育園
酒見	酒見浄水場(七海配水区に編入)	酒見地内・個人宅
西海	西海浄水場	西海浄化センター
東増穂	東増穂浄水場(休止中)	栢木集会場
熊野	熊野浄水場	草木集会場

鵜野屋地保飲料水供給施設(1箇所)

配水区	浄水場名	採水地点
鵜野屋地保	鵜野屋配水池	鵜野屋地内・個人宅

原水の採水箇所

志賀町上水道(19箇所)

系統浄水場	採水地点	水源の種類
清水浄水場	第1水源	深井戸
	第2水源	深井戸
	第3水源	深井戸
	第6水源	深井戸
第2浄水場	第4水源	深井戸
第3浄水場	第5水源	深井戸
	第7水源	深井戸
第4浄水場	第8水源	深井戸
	第9水源	深井戸
土田送水ポンプ場	土田第3水源	深井戸
中核団地送水ポンプ場	中核第1水源	深井戸
	中核第2水源	深井戸
	上熊野第1水源	深井戸
七海浄水場	七海第1水源	表流水
	七海第2水源	表流水
広地浄水場	広地第1水源	表流水
	広地第2水源	表流水
酒見浄水場 (休止中)	酒見第1水源	伏流水
	酒見第2水源	深井戸
西海浄水場	西海第1水源	深井戸
	西海第3水源	深井戸
東増穂浄水場(休止中)	東増穂第2水源	深井戸
熊野浄水場	熊野第1水源	深井戸
	熊野第2水源	深井戸

5. 水質検査項目および検査回数

検査項目

水質検査項目は、水道法で定められた「水質基準項目」のほか、検査することが望ましいとされている「水質管理目標設定項目」および、国の指標に従いクリプトスボリジウム等の検査を実施します。

各検査項目の解説は、別紙【表1】【表2】のとおりです。

検査回数

検査の回数は、水道水の安全性の確認を最優先とし、過去の水質検査結果および水源の状況等を考慮して、水道法で定められている回数のほか、その必要性に応じて適宜検査を実施します。

なお、同一の浄水場系で重複する採水か所については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇する恐れのない項目の検査を省略します。

年間の検査回数は、別紙【表3、表4、表5、表6、表7、表8】のとおりです。

6. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しない恐れがある次のような場合には、速やかに取水を停止する等の措置を講じ、臨時の水質検査を行います。

臨時の水質検査は、水源の水質異常や定期の水質検査などで異常値が確認されたときに直ちに実施し、水質異常が収束して給水栓水の安全が確認されるまで連続的に行います。

- 水源の水質が著しく悪化した等の異常があったとき
- 水源付近、給水区域およびその周辺に消化器系伝染病が流行しているとき
- 净水過程に異常があったとき
- 大規模な工事その他が原因で、水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- その他必要があると認めるとき

7. 水質検査方法および自己、委託の区分

水質検査方法は、次に記載されている方法により行います。

- 水道法に基づく水質検査(水質基準項目および水質管理目標設定項目等)については、法令・通知による水道水の検査方法によって行います。
- その他の水質検査および試験は上水試験方法(公益社団法人日本水道協会)によって行います。

「色」、「濁り」、「残留塩素」については、志賀町職員等が検査を行い、「水質基準項目」、追加の「水質管理目標設定項目」などについては、水道法第20条の規定に基づく登録を受けた水質検査機関に委託して行います。

8. 関係者との連携

水道事故等が発生した場合は、志賀町管轄部署及び石川県管轄機関と連携を図りながら迅速且つ適切な対応により水道水の安全を確保します。

9. 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づき行った検査の結果は、志賀町上下水道課およびインターネット上の志賀町ホームページ上により公表し、公表内容に対する水道需要者の意見を積極的に聞き、水道水の安全性など水道に対する信頼の向上に努めます。

志賀町水道水質検査計画に関するご意見・お問い合わせ先

志賀町 上下水道課

eメール : jyougesui@town.shika.lg.jp

電話番号 : 0767-32-1111

表1

水質基準項目の解説(1/2)

項目名	基準値	解説
1 一般細菌	1ml中に形成される集落数が100以下	水の一般的清浄度を示す指標であり、平常時は水道水中には極めて少量です。一般細菌として検出される細菌の多くは病原菌ではありませんが、汚染された水ほど多く検出されます。
2 大腸菌	検出されないこと	水道水中に大腸菌が検出された場合には病原生物に汚染されている疑いがあります。
3 カドミウム及びその化合物	0.003mg／ℓ以下	イタイイタイ病の原因物質として知られています。河川水等に検出されることはまれですが、鉱山排水や工場排水などから混入することがあります。
4 水銀及びその化合物	0.0005mg／ℓ以下	有機水銀化合物は水俣病の原因物質として知られています。水銀鉱床等の地帯を流れる河川や、工場排水、下水などの混入によって河川水等で検出されることがあります。
5 セレン及びその化合物	0.01mg／ℓ以下	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水等で検出されることがあります。
6 鉛及びその化合物	0.01mg／ℓ以下	鉱山排水や工場排水などの混入によって河川水等で検出されることがあります。水道水中には含まれていませんが鉛管を使用している場合に検出されることがあります。
7 ヒ素及びその化合物	0.01mg／ℓ以下	鉱泉、鉱山排水、工場排水などの混入によって河川水等で検出されることがあります。
8 六価クロム化合物	0.02mg／ℓ以下	メッキ廃水に多量に含まれます。
9 亜硝酸態窒素	0.04mg／ℓ以下	無機肥料、腐敗した動植物、生活排水、工場排水等に含まれています。高濃度に含まれると、幼児にメトヘモグロビン血症を起こすことがあります。
10 シアン	0.01mg／ℓ以下	工場排水などの混入によって河川水等で検出されることがあります。シアン化カリウムは青酸カリとして知られています。
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg／ℓ以下	窒素肥料、腐敗した動植物、生活排水、下水などの混入によって河川水等で検出されます。高濃度に含まれると幼児にメトヘモグロビン血症(チアノーゼ症)を起こすことがあります。
12 フッ素及びその化合物	0.8mg／ℓ以下	主として地質や工場排水などの混入によって河川水等で検出されます。適量摂取は虫歯の予防効果があるとされていますが、高濃度に含まれると斑状歯の症状が現れることがあります。
13 ホウ素及びその化合物	1.0mg／ℓ以下	腹痛や下痢を引き起こすことがある。主に海水を淡水化している場合に検査します。
14 四塩化炭素	0.002mg／ℓ以下	化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニングなどに使用され、地下水汚染物質として知られています。
15 1,4-ジオキサン	0.05mg／ℓ以下	
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2ジクロロエチレン	0.04mg／ℓ以下	
17 ジクロロメタン	0.02mg／ℓ以下	
18 テトラクロロエチレン	0.01mg／ℓ以下	
19 トリクロロエチレン	0.01mg／ℓ以下	
20 ベンゼン	0.01mg／ℓ以下	
21 塩素酸	0.6mg／ℓ以下	
22 クロロ酢酸	0.02mg／ℓ以下	
23 クロロホルム	0.06mg／ℓ以下	
24 ジクロロ酢酸	0.03mg／ℓ以下	
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg／ℓ以下	
26 臭素酸	0.01mg／ℓ以下	
27 総トリハロメタン	0.1mg／ℓ以下	
28 トリクロロ酢酸	0.03mg／ℓ以下	
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg／ℓ以下	
30 ブロモホルム	0.09mg／ℓ以下	
31 ホルムアルデヒド	0.08mg／ℓ以下	

表1

水質基準項目の解説(2/2)

項目名	基準値	解説
32 亜鉛及びその化合物	1.0mg／ℓ以下	鉱山排水、工場排水などの混入もありますが、水道水で高濃度の亜鉛が検出される場合は、そのほとんどが給水管などの亜鉛引き鋼管からの溶出による。水道水に高濃度の亜鉛が含まれていると白濁します。
33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg／ℓ以下	原水由来や、水処理に用いられる凝集剤に由来して検出されることがあります、高濃度に含まれると白濁の原因となります。
34 鉄及びその化合物	0.3mg／ℓ以下	地質に起因するもののほか、鉱山排水、工場排水などが原因となる場合もあります。0.3mg／ℓ以上溶解すると、水に色がつきはじめ赤水の原因となり、臭気や苦味を与えます。
35 銅及びその化合物	1.0mg／ℓ以下	排水、農薬などの混入や給水装置等に使用される銅管、真鍮器具などからの溶出に由来して検出されることがあります、高濃度に含まれると洗濯物や水道施設を着色する原因となります。
36 ナトリウム及びその化合物	200mg／ℓ以下	工場排水や海水、塩素処理などの水処理に由来し、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。
37 マンガン及びその化合物	0.05mg／ℓ以下	地質からや、鉱山排水、工場排水の混入によって河川水等で検出されることがあります、消毒用の塩素で酸化されると黒色を呈することがあります。
38 塩化物イオン	200mg／ℓ以下	地質や海水の浸透、下水、家庭排水、工場排水及びし尿などの混入によって河川水等で検出され、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となります。
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg／ℓ以下	硬度とはカルシウムとマグネシウムの合計量をいい、主として地質によるものです。硬度が低すぎると淡泊でこくのない味がし、高すぎると硬くてしつこい味がします。また、硬度が高いと石鹼の泡立ちを悪くします。
40 蒸発残留物	500mg／ℓ以下	水を蒸発させたときに得られる残留物のことと、主な成分はカルシウム、マグネシウム、ケイ酸等の塩類及び有機物です。残留物が多いと苦み、渋みなどを付け、適度に含まれるとまろやかさを出すとされます。
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg／ℓ以下	生活排水や工場排水などの混入に由来し、高濃度に含まれると泡立ちの原因となります。
42 ジエオスミン	0.00001mg／ℓ以下	湖沼等で富栄養化現象に伴い発生する異臭味の原因物質で、フォルミジウムやオシラトリアなどの藍藻類により产生され、かび臭を発生します。
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg／ℓ以下	湖沼等で富栄養化現象に伴い発生する異臭味の原因物質で、アナベナ等の藍藻類により产生され、かび臭を発生します。
44 非イオン界面活性剤	0.02mg／ℓ以下	複合石けんに使用されています。使用量が多くなるとチツソが富栄養化の原因となります。
45 フェノール類	フェノールとして0.005mg／ℓ以下	工場排水などの混入によって河川水等で検出されることがあります、水の塩素処理過程でクロロフェノール類が生成し、水に著しい異臭味を与えます。
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg／ℓ以下	有機物等による汚れの度合を示し、土壤に起因するほか、し尿、下水、工場排水などの混入によっても増加します。水道水中に多いと渋みをつけます。
47 pH値	5.8以上 8.6以下	pH7より値が小さくなるほど酸性が強くなり、値が大きくなるほどアルカリ性(塩基性)が強くなります。
48 味	異常でないこと	水に溶存する物質の種類・濃度によって感じ方が異なる。味の原因には、下水、工場排水等による汚染、生物や細菌類の繁殖などがあります。
49 臭気	異常でないこと	水の臭気は水に溶解している種々の物質が原因です。問題となる臭気物質は、藻類や放線菌等の生物に起因するかび臭物質、フェノールなどの有機化合物が主なものです。
50 色度	5度以下	水についている色の程度を示すもので、基準値の範囲内であれば無色な水といえます。
51 濁度	2度以下	水の濁りの程度を示すもので、基準値の範囲内であれば濁りのない透明な水といえます。

表2

水質管理目標設定項目の解説

項目	目標値	解説
1 アンチモン	0.015mg/l以下	鉱山排出や工場排水等の混入によって河川水等で検出されることがあります。
2 ウラン	0.002mg/l以下 (暫定)	自然放射性核種の一つで、地核中に微量に存在し、井戸水から検出されることがあります。
3 ニッケル	0.01mg/l以下 (暫定)	鉱山排水、工場排水等の混入やニッケルメッキからの溶出によって検出されることがあります。
4 亜硝酸態窒素	0.05mg/l以下 (暫定)	無機肥料、腐敗した動植物、生活排水、工場排水等に含まれています。高濃度に含まれると、幼児にメトヘモグロビン血症を起こすことがあります。
5 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニング等に使用され、地下水汚染物質として知られています。
6		
7		
8 トルエン	0.4mg/l以下	染料、有機顔料などの原料です。代表的な有機溶剤で、シンナー、接着剤などに広く使用されます。
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/l以下	プラスチック添加剤(可塑剤)等として使用される有機化学物質です。
10 亜塩素酸	0.6mg/l以下	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。
11		
12 二酸化塩素	0.6mg/l以下	二酸化塩素は、当浄水場で用いる消毒剤では、生成するとはありません。
13 ジクロロアセトニトリル	0.04mg/l以下 (暫定)	原水中の一部の有機物質と消毒剤の塩素が反応して生成されます。
14 抱水クロラール	0.03mg/l以下 (暫定)	
15 農薬類 ※【表8】	検出値と目標値の 比の和として1以下	水田、野菜畠、果樹畠、芝地、ゴルフ場等で病害虫防除や除草などを目的に使用されます。
16 残留塩素	1mg/l以下	基準項目と同じです。
17 カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10mg/l以上 100mg/l以下	
18 マンガン	0.01mg/l以下	
19 遊離炭酸	20mg/l以下	水中に溶けている炭酸ガスのことで、水に爽やかな感じを与えますが、多いと刺激が強くなり、水道施設に対して腐食等の障害を生じる原因となります。
20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/l以下	ドライクリーニング、金属洗浄剤等に使用され、地下水汚染物質として知られています。
21 メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/l以下	オクタン価向上剤、アンチノック剤等に使用される有機化学物質です。
22 有機物等(KMnO4消費量)	3mg/l以下	有機物等による汚れの度合いです。土壤に起因するほか、し尿、下水、工場排水等の混入によっても増加します。水道水中に多いと渋味をつけます。
23 臭気強度(TON)	3以下	臭気の強さを定量的に表します。
24 蒸発残留物	30mg/l以上 200mg/l以下	基準項目と同じですが、さらに厳しい目標値が設定されています。
25 濁度	1度以下	
26 pH値	7.5程度	
27 腐食性(ランゲリア指數)	-1程度以上 (極力0に近づける)	水が金属を腐食させる程度を判定する指標です。数値が負の値で絶対値が大きくなるほど水の腐食傾向は強くなります。
28 従属栄養細菌	1mlの検水で形成 される集落数が 2,000以下(暫定)	水道施設の清浄度(健全性)を判断するための指標です。通常一般細菌と呼ばれている細菌よりも栄養条件のきびしいところで生存している細菌群です。
29 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	化学合成原料、溶剤、金属の脱脂剤、塗料、ドライクリーニング等に使用され、地下水汚染物質として知られています。
30 アルミニウム	0.1mg/l以下	基準項目と同じですが、さらに厳しい目標値が設定されています。

表3

水質基準項目の年間検査回数

【志賀町上水道事業】

【浄水】

No	項目	浄水採水箇所(16箇所)																浄化センター	西海	柏木集会場※
		高浜保育園	甘田農村公園	上棚地内・個人宅	消防志加浦分団車庫	矢駄集会所	土田公民館	ごみスマルシェティ	中核コミュニティ施設	上熊野公民館	徳田地内・個人宅	草木集会所	福浦分団車庫	消防	文能登富士ふれあい	笹波集会場	とぎ保育園			
1	一般細菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
2	大腸菌	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
3	カドミウム及びその化合物	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	
4	水銀及びその化合物	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
5	セレン及びその化合物	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
6	鉛及びその化合物	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
7	ヒ素及びその化合物	1		1	1	4	4	1	1		4	4	1	1	1	1	1	1	1	
8	六価クロム化合物	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	
9	亜硝酸態窒素	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	
12	フッ素及びその化合物	4		4	1	1	1	1	4		4	4	1	1	1	1	1	1	1	
13	ホウ素及びその化合物	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
14	四塩化炭素	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
15	1,4-ジオキサン	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	
17	ジクロロメタン	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
18	テトラクロロエチレン	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
19	トリクロロエチレン	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	
20	ベンゼン	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
21	塩素酸	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	
22	クロロ酢酸	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	
23	クロロホルム	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	
24	ジクロロ酢酸	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	
25	ジブロモクロロメタン	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	
26	臭素酸	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	
27	総トリハロメタン	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	
28	トリクロロ酢酸	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	
29	ブロモジクロロメタン	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	
30	ブロモホルム	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	
31	ホルムアルデヒド	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	
32	亜鉛及びその化合物	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
33	アルミニウム及びその化合物	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1	4	1	4	1	4	4	
34	鉄及びその化合物	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
35	銅及びその化合物	1		1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	4		4	1	1	1	1	1		4	4	1	1	1	1	1	1	1	
37	マンガン及びその化合物	1		1	12	12	1	1	12		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
38	塩化物イオン	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
40	蒸発残留物	4		4	4	4	4	4	4		4	4	4	4	4	4	4	4	4	
41	陰イオン界面活性剤	1		1	4	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
42	ジエオスミン	1		1	4	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
43	2-メチルイソホルネオール	1		1	4	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
44	非イオン界面活性剤	1		1	4	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
45	フェノール類	1		1	4	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
47	pH値	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
48	味	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
49	臭気	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
50	色度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
51	濁度	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	

・ 表中の数字は、1年間に実施する各項目の検査回数を表す。

・ 12回の項目は【毎月】、4回の項目は【4月、7月、10月、1月】、1回の項目は【7月】に検査を実施する。

※ 酒見・個人宅(浄水)及び柏木集会場は浄水場休止中につき検査を休止する。

表4

水質基準項目の年間検査回数

【志賀町上水道事業】

【原水】

No	項目	原水採水箇所(19か所)																					
		第1水源	第2水源	第3水源	第6水源	第4水源	第5水源	第7水源	第8水源	第9水源	土田第3水源	中核第1水源	中核第2水源	上熊野第1水源※	熊野第1水源	熊野第2水源	七海第1水源	七海第2水源	広地第1水源	広地第2水源	酒見第1水源	酒見第2水源	西海第1水源
1	一般細菌	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
2	大腸菌	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
3	カドミウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
4	水銀及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
5	セレン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
6	鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
7	ヒ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
8	六価クロム化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
9	亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
12	フッ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
13	ホウ素及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
14	四塩化炭素	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
15	1,4-ジオキサン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス1, 2-ジクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
17	ジクロロメタン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
18	テトラクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
19	トリクロロエチレン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
20	ベンゼン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
21	塩素酸																						
22	クロロ酢酸																						
23	クロロホルム																						
24	ジクロロ酢酸																						
25	ジブロモクロロメタン																						
26	臭素酸																						
27	総トリハロメタン																						
28	トリクロロ酢酸																						
29	ブロモジクロロメタン																						
30	ブロモホルム																						
31	ホルムアルデヒド																						
32	亜鉛及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
33	アルミニウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
34	鉄及びその化合物	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
35	銅及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
36	ナトリウム及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
37	マンガン及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
38	塩化物イオン	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
40	蒸発残留物	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	4	1	1	1	1	1	
41	陰イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
42	ジエオスミン																						
43	2-メチルイソボルネオール																						
44	非イオン界面活性剤	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
45	フェノール類	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
47	pH値	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
48	味																						
49	臭気	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
50	色度	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
51	濁度	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	

・ 表中の数字は、1年間に実施する各項目の検査回数を表す。

・ 4回の項目は【4月、7月、10月、1月】、1回の項目は【7月】にそれぞれ検査を実施する。

※ 上熊野第1水源、広地第2水源、酒見第1・2水源、東増穂第2水源は休止中につき検査を休止する。

表5

水質基準項目の年間検査回数

【鵜野屋地保飲料水供給施設事業】

【浄水】

No	項目	浄水採水箇所(1か所)														
		鵜 野 屋 地 内 ・ 個 人 宅														
1	一般細菌	1														
2	大腸菌	1														
3	カドミウム及びその化合物															
4	水銀及びその化合物															
5	セレン及びその化合物															
6	鉛及びその化合物															
7	ヒ素及びその化合物															
8	六価クロム化合物															
9	亜硝酸態窒素															
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ															
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素															
12	フッ素及びその化合物															
13	ホウ素及びその化合物															
14	四塩化炭素															
15	1,4-ジオキサン															
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及び トランス1, 2-ジクロロエチレン															
17	ジクロロメタン															
18	テトラクロロエチレン															
19	トリクロロエチレン															
20	ベンゼン															
21	塩素酸															
22	クロロ酢酸															
23	クロロホルム															
24	ジクロロ酢酸															
25	ジブロモクロロメタン															
26	臭素酸															
27	総トリハロメタン															
28	トリクロロ酢酸															
29	ブロモジクロロメタン															
30	ブロモホルム															
31	ホルムアルデヒド															
32	亜鉛及びその化合物															
33	アルミニウム及びその化合物															
34	鉄及びその化合物	1														
35	銅及びその化合物															
36	ナトリウム及びその化合物															
37	マンガン及びその化合物															
38	塩化物イオン	1														
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1														
40	蒸発残留物															
41	陰イオン界面活性剤															
42	ジエオスミン															
43	2-メチルイソボルネオール															
44	非イオン界面活性剤															
45	フェノール類															
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	1														
47	pH値	1														
48	味	1														
49	臭気	1														
50	色度	1														
51	濁度	1														

- 表中の数字は、1年間に実施する各項目の検査回数を表す。
- 1回の項目は【7月】に検査を実施する。

表6

水質管理目標設定項目および管理有用項目の年間検査回数

【志賀町上水道事業】

【浄水】

No	項目	浄水採水箇所(14か所)																	
		高浜保育園	中甘田保育園	上棚地内・個人宅	消防志加浦分団車庫	矢駄集会所	土田公民館	ごみスマイルシティ	中核コミニティ施設	上熊野公民館	徳田地内・個人宅	草木集会場	消防福浦分団車庫	文化セントラルふれあい	能登富士ふれあい	笹波集会場	とぎ保育園	酒見・個人宅※	西海浄化センター
管理目標項目																			
1	アンチモン及びその化合物																		
2	ウラン及びその化合物					4													
3	ニッケル及びその化合物	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1		
4	1,2-ジクロロエタン																		
5	トルエン																		
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)																		
7	亜塩素酸																		
8	二酸化塩素																		
9	ジクロロアセトニトリル	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
10	抱水クロラール	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
11	農薬類(121項目から選択)																		
12	残留塩素	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
13	カルシウム・マグネシウム等(硬度)																		
14	マンガン及びその化合物																		
15	遊離炭酸	4	1	4	1	1	4	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
16	1,1,1-トリクロロエタン																		
17	メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル																		
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
19	臭気強度(TON)	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
20	蒸発残留物																		
21	濁度																		
22	pH値																		
23	腐食性(ランゲリア指数)	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
24	従属栄養細菌	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	
25	1,1-ジクロロエチレン																		
26	アルミニウム及びその化合物																		
管理有用項目																			
11	クリプトスポリジウム指標菌(大腸菌)																		
12	クリプトスポリジウム指標菌(嫌気性芽胞菌)																		
13	クリプトスポリジウム																		
14	ジアルジア																		

・ 表中の数字は、1年間に実施する各項目の検査回数を表す。

・ 4回の項目は【4月、7月、10月、1月】、1回の項目は【7月】にそれぞれ検査を実施する。

※ 酒見・個人宅(浄水)は酒見浄水場休止中につき検査を休止する。

※ 栢木集会場は東増穂浄水場休止中につき検査を休止する。

表7

水質管理目標設定項目および独自項目の年間検査回数

【志賀町上水道事業】

【原水】

No	項目	原水採水箇所(21か所)																						
		第1水源	第2水源	第3水源	第6水源	第4水源	第5水源	第7水源	第8水源	第9水源	土田第3水源	中核第1水源	中核第2水源	上熊野第1水源※	熊野第1水源	熊野第2水源	七海第1水源	七海第2水源	広地第1水源	広地第2水源	酒見第1水源	酒見第2水源	西海第1水源	西海第3水源
管理目標項目																								
1 アンチモン及びその化合物	1 1																			1 1				
2 ウラン及びその化合物	1 1 1 1 1 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																			1 1				
3 ニッケル及びその化合物																								
4 1,2-ジクロロエタン	1 1																			1 1				
5 トルエン	1 1																			1 1				
6 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1 1																			1 1				
7 亜塩素酸																								
8 二酸化塩素																								
9 ジクロロアセトニトリル																								
10 抱水クロラール																								
11 農薬類(121項目から選択)																	1 1							
12 残留塩素																								
13 カルシウム・マグネシウム等(硬度)																								
14 マンガン及びその化合物																								
15 遊離炭酸	4 1 4 1 4 1 4 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																			1 1				
16 1,1,1-トリクロロエタン	1 1																			1 1				
17 メチル- <i>t</i> -ブチルエーテル	1 1																			1 1				
18 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1 1																			1 1				
19 臭気強度(TON)	1 1																			1 1				
20 蒸発残留物																								
21 濁度																								
22 pH値																								
23 腐食性(ランゲリア指数)	1 1																			1 1				
24 従属栄養細菌	1 1																			1 1				
25 1,1-ジクロロエチレン	1 1																			1 1				
26 アルミニウム及びその化合物																								
27 PFOS、PFOR																								
管理有用項目																								
11 クリプトスポリジウム指標菌(大腸菌)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 4 4 4 4																	4 4						
12 クリプトスポリジウム指標菌(嫌気性芽胞菌)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 4 4 4 4																	4 4						
13 クリプトスポリジウム																1 1 1			1 1					
14 ジアルジア																1 1 1			1 1					

- 表中の数字は、1年間に実施する各項目の検査回数を表す。

- 4回の項目は【4月、7月、10月、1月】、1回の項目は【7月】にそれぞれ検査を実施する。

- 農薬類の対象項目は別表の通りとし、散布時期を考慮して【6月、8月】に検査を実施する。

※ 上熊野第1水源、広地第2水源、酒見第1・2水源、東増穂第2水源は休止中につき検査を休止する。

農薬類(管理目標11)検査対象農薬リスト

NO.	農薬名	目標値 (mg/L)	実施月	
			6月	8月
1	1, 3-ジクロロプロペン(D-D)	0.002		
2	2, 2-DPA(ダラポン)	0.08		
3	2, 4-D (2, 4-PA)	0.03		
4	EPN	0.004		
5	MCPA	0.005		
6	アシュラム	0.2		
7	アセフェート	0.006		
8	アトラジン	0.01		
9	アニロホス	0.003		
10	アミトラズ	0.006		
11	アラクロール	0.03		
12	イソキサチオン	0.008		
13	イソフェンホス	0.001		
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01		
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3		
16	イプロベンホス(IPB)	0.09		
17	イミノクタジン	0.006		
18	インダノファン	0.009		
19	エスプロカルブ	0.03		
20	エディフェンホス(エジフェンホス, EDDP)	0.006		
21	エトフェンプロックス	0.08	○	
22	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.004		
23	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01		
24	オキサジクロメホン	0.02	○	
25	オキシン銅(有機銅)	0.04		
26	オリサストロビン	0.1		
27	カズサホス	0.0006		
28	カフェンストロール	0.008		
29	カルタップ	0.3		
30	カルバリル(NAC)	0.05		
31	カルプロパミド	0.04		
32	カルボフラン	0.005		
33	キノクラミン(ACN)	0.005		
34	キャプタン	0.3		
35	クミルロン	0.03		
36	グリホサート	2	○	
37	グルホシネート	0.02	○	
38	クロメプロップ	0.02		
39	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001		
40	クロルピリホス	0.003	○	
41	クロロタロニル(TPN)	0.05	○	
42	シアナジン	0.004		
43	シアノホス(CYAP)	0.003		
44	ジウロン(DCMU)	0.02	○	
45	ジクロベニル(DBN)	0.01	○	
46	ジクロルボス(DDVP)	0.008		
47	ジクワット	0.005		
48	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004		
49	ジチアノン	0.03		
50	ジチオカルバメート系農薬	0.005		
51	ジチオピル	0.009		
52	シハロホップブチル	0.006	○	
53	シマジン(CAT)	0.003		
54	ジメタメトリン	0.02	○	
55	ジメトエート	0.05		
56	シメトリン	0.03	○	
57	ジメピペラート	0.003		
58	ダイアジノン	0.005		
59	ダイムロン	0.8	○	○
60	ダゾメット	0.006		

NO.	農薬名	目標値 (mg/L)	実施月	
			6月	8月
61	チアジニル	0.1	○	
62	チウラム	0.02	○	
63	チオジカルブ	0.08		
64	チオファネートメチル	0.3		
65	チオベンカルブ	0.02		
66	テルブカルブ(MBPMC)	0.02		
67	トリクロピル	0.006		
68	トリクロルホン(DEP)	0.005		
69	トリシクラゾール	0.08		○
70	トリフルラリン	0.06		
71	ナプロパミド	0.03		
72	パラコート	0.005		
73	ピペロホス	0.0009		
74	ピラクロニル	0.01	○	
75	ピラゾキシフェン	0.004		
76	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02	○	
77	ピリダフェンチオン	0.002		
78	ピリブチカルブ	0.02	○	
79	ピロキロン	0.04		
80	フィプロニル	0.0005		
81	フェニトロチオン(MEP)	0.003		
82	フェノブカルブ(BPMC)	0.03		
83	フェリムゾン	0.05		○
84	フェンチオン(MPP)	0.006		
85	フェントエート(PAP)	0.007		
86	フェントラザミド	0.01	○	
87	フサライド	0.1		○
88	ブタクロール	0.03	○	
89	ブタミホス	0.02		
90	ブプロフェジン	0.02		
91	フルアジナム	0.03		
92	プレチラクロール	0.05	○	
93	プロシミドン	0.09		
94	プロチオホス	0.004		
95	プロピコナゾール	0.05		
96	プロピザミド	0.05		
97	プロベナゾール	0.05		○
98	プロモブチド	0.1	○	
99	ベノミル	0.02	○	
100	ベンシクリン	0.1		○
101	ベンゾビシクリン	0.09	○	○
102	ベンゾフェナップ	0.004		
103	ベンタゾン	0.2		○
104	ベンディメタリン	0.3		
105	ベンフラカルブ	0.04		
106	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01		
107	ベンフレセート	0.07		
108	ホスチアゼート	0.003		
109	マラチオン(マラソン)	0.05		
110	メコプロップ(MCPP)	0.05		
111	メソミル	0.03		
112	メタム(カーバム)	0.01		
113	メタラキシル	0.06	○	
114	メチダチオン(DMTP)	0.004		
115	メチルダイムロン	0.03		
116	メトミノストロビン	0.04		○
117	メトリブジン	0.03		
118	メフェナセット	0.02	○	
119	メプロニル	0.1		
120	モリネート	0.005		○
121	テフリルトリオン	0.002	○	